ガス小売供給約款 新旧対照表 ※主要な変更点のみ掲載しております。

新	IΒ	備考
していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度及び5日間程度(17(3)に規定する休日を含みます。)の日数をおいて、予告いたします。 ① 支払義務発生日(17(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日)の翌日から起算して30日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合は、その直後の休日でない日)を経過してもなお料金のお支払いがない場合 ② 当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この小売約款等に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合	止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度及び5日間程度(休日を含みます。)の日数をおいて予告いたします。 ① 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合 ② 当社との他のガス小売契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この小売約款等に基づいてお支払い求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 43各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合 ⑥ 3(7)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合	(追加)
(2)36(1)①、②の規定により供給を停止した場合、当社は、作業費を、お客さまにご負担いただきます。		(追加)
37. 供給停止の解除 (1)36(1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。 なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又	37. 供給停止の解除 (1)36の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。 なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又	(変更)
はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。 ① 36(1)①の規定により供給を停止した場合に、支払期日が到来したすべての料	はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。 ① 36①の規定により供給を停止した場合に、支払期日が到来したすべての料金を 支払われたとき	(変更)
金を支払われたとき ② 36(1)②の規定により供給を停止した場合に、当社との他のガス小売契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金でそれぞれのガス小売契約で定める支払	② 36②の規定により供給を停止した場合に、当社との他のガス小売契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金でそれぞれのガス小売契約で定める支払期日が到来したすべての料金を支払われたとき	(変更)
期日が到来したすべての料金を支払われたとき ③ 36(1)③から⑧の規定により供給を停止した場合に、その事由となった事実を 解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたとき	③ 36③から⑧の規定により供給を停止した場合に、その事由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたとき	(変更)